

◎佐賀県条例第23号

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年佐賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(拋出率) 第2条 政令第19条第1項に規定する条例で定める割合は、 <u>10万分の41</u> とする。	(拋出率) 第2条 政令第19条第1項に規定する条例で定める割合は、 <u>10万分の40</u> とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。